

プラットフォームサービスに関する研究会（第29回）

- 1 日時 令和3年7月14日（水）15時00分～17時00分
- 2 開催場所 総務省第1特別会議室（8階）
- 3 出席者
 - （1） 構成員
宍戸座長、新保座長代理、生貝構成員、木村構成員、崎村構成員、手塚構成員、寺田構成員、松村構成員、宮内構成員、森構成員、山口構成員、山本構成員
 - （2） オブザーバ・発表者
個人情報保護委員会事務局 参事官 赤阪 晋介
（一財）マルチメディア振興センター 担当部長 牧野 孝
法務省人権擁護局参事官 参事官 唐澤 英城
 - （3） 総務省
竹内総務審議官、二宮総合通信基盤局長、北林電気通信事業部長、林総合通信基盤局総務課長、木村事業政策課長、小川消費者行政第二課長、丸山消費者行政第二課課長補佐、中川消費者行政第二課課長補佐、関沢消費者行政第一課課長補佐
- 4 議事
 - （1） 中間とりまとめ（案）について
 - （2） 自由討議議

【宍戸座長】 本日は皆様お忙しいところお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、プラットフォームサービスに関する研究会第29回会合を開催させていただきます。

本日の会議につきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、構成員及び傍聴はウェブ会議システムにて実施させていただいております。

総務省幹部の皆様には人事異動があったと伺っております。事務局から後ほど新任の皆様を御紹介いただけるとのことですので、よろしく願いいたします。

事務局よりウェブ会議による開催上の注意事項について御案内がございますので、よろしく願いいたします。

【中川消費者行政第二課課長補佐】 事務局を務めます総務省消費者行政第二課の中川でございます。それではウェブ開催に関する注意事項を御案内させていただきます。

本日の会合の傍聴者につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。このため、構成員の方々におかれましては、御発言に当たっては、冒頭にお名前を必ず御言及いただきますようお願いいたします。

ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにして、映像もオフにしていただきますようお願いいたします。

発言を御希望される際には、全員宛てで構いませんので、事前にチャット欄にて発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、座長から発言者を指名させていただきます。

接続に不具合があるようでしたら、速やかに再接続を試していただきますようお願いいたします。その他、チャットで随時事務局や座長宛てに御連絡をいただきましたら、随時対応をさせていただきます。

次に、本日の資料についての御確認です。本日の資料は、本体資料として資料1のみ、また、参考資料は1から3までを用意しております。

注意事項は以上になります。

なお、本日、大谷構成員が御欠席、また、木村構成員が30分ほど遅れての御参加と伺っております。

続きまして、本会議に出席をしている幹部職員につきまして、異動があった者の紹介をさせていただきますので、私が名前を言及しましたら、一言御挨拶をお願いいたします。

まず、竹内総務審議官、お願いいたします。

【竹内総務審議官】 7月1日付で総務審議官に着任いたしました竹内でございます。前職の総合通信基盤局長の時代から引き続きまして、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【中川消費者行政第二課課長補佐】 続きまして、二宮総合通信基盤局長、お願ひいたします。

【二宮総合通信基盤局長】 二宮でございます。7月1日付をもちまして総合通信基盤局長を拝命いたしております。皆様どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【中川消費者行政第二課課長補佐】 続きまして、北林電気通信事業部長、お願ひいたします。

【北林電気通信事業部長】 北林でございます。同じく7月1日付で電気通信事業部長を拝命いたしました。どうぞよろしくお願ひいたします。

【中川消費者行政第二課課長補佐】 続きまして、林総合通信基盤局総務課長、お願ひいたします。

【林総務課長】 7月1日付で総合通信基盤局総務課長を拝命いたしました林と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【中川消費者行政第二課課長補佐】 続きまして、木村事業政策課長、お願ひいたします。

【木村事業政策課長】 同じく7月1日付で事業政策課長に着任いたしました木村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【中川消費者行政第二課課長補佐】 以上で幹部の紹介を終えさせていただきます。

それでは、これ以降の議事進行は宍戸座長にお願ひしたいと存じます。宍戸座長、よろしくお願ひいたします。

【宍戸座長】 ありがとうございます。総務省の皆様におかれましては、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、まず、前回会合及びワーキンググループでの議論を受けた中間取りまとめ（案）について事務局から御説明をいただき、その質疑を行いたいと存じます。

それでは、資料1、大部でございますが、第1部、「誹謗中傷や偽情報を含む違法・有害情報への対応について」を事務局から御説明いただき、その後、質疑を行いたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

【中川消費者行政第二課課長補佐】 同じく事務局の中川でございます。それでは資料1に沿って第1部の説明をいたします。

まず、6ページ目を御覧ください。第1章、「誹謗中傷への対応に関する現状と課題」でございます。これまでの対策の方向性でございますが、特にSNS上での誹謗中傷の深刻化が問題となっていることを踏まえ、本研究会において昨年7月にプラットフォーム事業者から誹謗中傷への対策状況についてのヒアリングを行いまして、8月に緊急提言を公表いたしました。その後、緊急提言を受けて、総務省において昨年9月に政策パッケージを策定・公表して、それに沿って取組を進めてきたところでございます。

次に、誹謗中傷の流通状況についてです。次の7ページの図のとおり、違法・有害情報相談センターや法務省人権保護局の人権侵犯事件は、近年、件数が高い水準でとどまっております。

8ページ目を御覧ください。各ステークホルダーの取組状況についてでございます。

まず、①リテラシー向上のための啓発活動について説明いたします。総務省ではリテラシー向上のための様々な啓発活動を実施しており、例えばインターネットトラブル事例集の公開、あとは「e-ネットキャラバン」の修正、あるいは、「#NoHeartNoSNS」といった特設サイト及びスローガンの開設を行い、周知を実施してきたところでございます。

続きまして、9ページ目を御覧ください。プラットフォーム事業者の自主的取組の支援と透明性・アカウントビリティーの向上についてです。例えば、総務省は法務省と連携し、プラットフォーム事業者や業界団体との意見交換の場となる実務者検討会を継続的に開催し、法務省における削除要請についての実効性を高めるための対応を促進してまいりました。また、近年、官民連携の取組として、本年4月には、「YouTube公認報告者プログラム」に法務省人権擁護局が参加するといったことも行われました。

さらに、国際的な取組の紹介として、10ページ目でございますが、本年4月にG7のデジタル技術大臣会合が開催されまして、「Internet Safety Principles」という合意文書が採択されました。その中で、透明性やアカウントビリティーについて世界・国・地域のレベルにおいて果たすことが求められるといった文言も盛り込まれたところでございます。

続きまして、3番目の発信者情報開示に関する取組の紹介です。発信者情報開示につきましては、「プロバイダー責任制限法」の改正法が今年4月に公布をされたところでございます。

次の11ページ目を御覧ください。最後に、④相談対応の充実に関する取組です。総務省では、違法・有害情報相談センターにおける相談員の増員等による体制強化を図ってきたところでございます。

続きまして13ページ目を御覧ください。プラットフォーム事業者による対応のモニタリング結果について説明いたします。まず、モニタリングの概要といたしましては、本年2月に、プラットフォーム事業者5社及び2団体からヒアリングシートに基づくモニタリングを行いました。モニタリング項目は、13ページ目及び14ページ目のとおりでございます。

15ページ目を御覧ください。モニタリング結果の総論といたしましては、プラットフォーム事業者の誹謗中傷等への対応に関する透明性・アカウントビリティー確保状況には差異が見られたところがございます。

ヤフーやLINEは、我が国における誹謗中傷への対応について具体的な取組や定量的な数値を公表しており、透明性・アカウントビリティー確保に向けた取組が進められております。

次に、Googleは、一部我が国における定量的な件数が新たに示されているが、構成員限りで非公開となっている情報も残されており、部分的に透明性・アカウントビリティー確保に向けた取組が進められている状況です。

最後に、Facebook及びTwitterにおいては、グローバルな取組や数値については公開をしておりますが、我が国における具体的な取組や定量的な数値を公表しておらず、我が国における透明性・アカウントビリティー確保が果たされていない状況になってございます。

次のページには、ヒアリングの質問事項におきまして、事業者が回答を控えた理由や今後の対応方針について聴き取りを行った図を載せてございます。

続きまして、詳細な項目の関係でございます。16ページ目を御覧ください。誹謗中傷等に関するポリシーについては、全ての事業者において一定の禁止規定を定めており、削除等の対応を規定し、公表を行っております。

次に、日本における削除要請件数や削除件数については、総論で述べたとおりでございます。

17ページ目を御覧ください。一般ユーザーからの申告や削除要請に対応する部署・チームの規模・人数の公表についてでございます。ヤフーやLINEは、我が国における体制について、定量的な数値において公開をしております。他方で、Facebook・Googleは、グローバルな体制については公表しているものの、我が国における具体的な体制を示していない状況です。Twitterは、日本及びグローバルの体制について、ともに情報が公開されていない状況です。

続きまして、発信者情報開示の件数の公開についてでございます。ヤフー及びLINEは、

それぞれの請求件数及び開示件数を公表しているところです。他方でFacebook・Google・Twitterは、我が国における発信者情報開示請求に関する数値を公表していない状況になってございます。

続きまして、取組の効果分析に関してです。ヤフーは、AIを活用した取組に関して、我が国における取組の効果分析を定量的に示しております。次に、LINEは、サービス上の取組の効果分析は示されておきませんが、相談対応事業の取組の実施件数等を示しております。Facebook・Google・Twitterについては、取組の効果分析は公開されておきますが、いずれもグローバルの数値のみとなっております、我が国における数値を公開されていない状況でございます。

最後に透明性レポートについてでございますが、ヤフーは現時点で透明性レポートを作成しておらず、夏頃公開予定と伺っております。LINEは現時点で日本語による透明性レポートを公開しており、要請件数に関する公表を行っております。Google・Twitterは日本語による透明性レポートを公開しておりますが、一部を除きグローバルの数値のみ公表という状況です。Facebookは、日本語によるコミュニティ規定施行レポートを公開しておりますが、全てグローバルの数値であり、我が国における数値は公開していない状況です。

18ページ目でございますが、AI等を用いた削除対応についてでございます。こちらについては、各事業者において積極的にAIを活用した削除等の取組が進められております。

続きまして、ページ飛びますが、20ページ目を御覧ください。啓発活動についてでございます。啓発活動については、各事業者や団体において、自らのサービスのガイドの公開や情報モラル教育等、様々な啓発活動が行われております。

最後に、21ページ目を御覧ください。削除以外の対策、特に事業者の創意工夫による対応についてでございます。モニタリング結果によりますと、ユーザー自らが他のユーザーのアカウントやコメント等を表示あるいはブロックする機能については、多くのサービスで既に導入されているところです。投稿内容について投稿時に再考を促す機能については、一部の事業者で導入されているなど、その他サービスの性質に応じた様々な仕組みが設けられているところです。これらの仕組みにより誹謗中傷全般については対応できる可能性はあるものの、一定の期間内に大量の誹謗中傷が集まった事例に対応できる特別な仕組みを導入している事例は、今のところ見られない状況でございます。

ここまでがモニタリング結果の概要でございます。

続きまして、24ページ目を御覧ください。海外動向の紹介でございます。欧州や米国に

における諸外国の政策動向としては、我が国と同様に、プラットフォーム事業者の違法・有害情報対策に関する透明性やアカウントビリティー確保を求める方向で検討が進められております。

また、欧州のうちドイツやフランスなど一部では立法によりプラットフォーム事業者に対して削除の義務づけ等の法的規制が導入・検討されておりますが、表現の自由への萎縮効果の懸念が上がったり、立法後に違憲判決により当該規定が削除されるといった状況になってございます。

具体例を一つだけ紹介しますが、EUにおいては、2020年12月に欧州委員会が、Digital Services Act、DSAの法律案を公表いたしました。この法律案では、事業者の規模に応じたユーザー保護のための義務を規定しております。

例えば、24ページ目の一番下ですが、全てのサービス事業者に対する義務として、コンテンツモデレーション措置を定めた利用規約の公開や透明性報告義務、また、連絡窓口や国内法定代理人の設置等の義務が検討されております。

また、大規模なオンライン・プラットフォーム事業者の義務として、サービスのリスク評価の実施やリスク軽減措置の実施、また、レコメンダー・システムやオンライン広告の透明性の追加といった義務の規定が検討されているところでございます。

ほかの国の取組については、今回は割愛をさせていただきます。

続きまして、30ページ目、第2章といたしまして、偽情報への対応に関する現状と課題でございます。

31ページ目を御覧ください。これまでの対応の方向性といたしましては、本研究会において、我が国における偽情報への対応の在り方について記載を行った報告書を昨年2月に策定・公表いたしました。ここでは偽情報への対応について、10の方向性について産学官民で連携を行っていくこととし、それぞれ取組が行われておりました。

次に、31ページ目の下部ですが、流通状況についても様々な調査結果をかいつまんで紹介いたします。まず、2021年3月に行われた調査結果によりますと、直近1か月で偽情報に接触したユーザーの割合は75%に上っており、特に直近1か月の間で新型コロナウイルス関連の偽情報に接触したのは半数程度、さらにそれらを拡散したことがある拡散経験者の割合は3割弱となっております。

32ページ目の一番下を御覧ください。それとはまた別の調査結果によりますと、2020年には年間で2,615件の疑義言説が拡散しており、主に新型コロナウイルス関連や米国大統領

領選挙関連の偽情報が拡散しているという調査結果がございます。

次のページを御覧ください。33ページ目の下でございますが、これらの偽情報の拡散の特徴として、大量の人に拡散を行っているスーパースプレッダーと呼ばれる存在は、数で言うと全体の1%しかいないところ、拡散数では約95%を占めるなど、ごく一部の拡散者が偽情報の拡散の大部分を広めているという調査結果もございます。

続きまして、③ニュースの生態系に関する分析結果についても紹介いたします。また別の調査結果によりますと、偽情報はインターネットにおけるニュースの生態系の問題であり、インターネットニュースでは、ミドルメディアと呼ばれるものが議論の流れに影響を与えるとの指摘がございます。

ミドルメディアの典型的な記事の作り方として、「こたつ記事」と呼ばれる問題があるという指摘もございます。これらの問題では、ページビューを稼げれば広告収入でもうかる仕組みになっているところ、正確な記事を書くインセンティブがないといった状況が偽情報を生み出してしまっているのではないかという指摘がございました。

さらに、35ページ目でございます。人間の認知に関する分析結果についても紹介をいたします。人間の非合理性が偽情報の拡散に寄与するという指摘でございまして、確証バイアス、認知的均衡理論、あるいはソーシャルポルノ仮説といった認知に関する指摘がございます。

そして、⑤ディープフェイクの拡散状況でございます。ディープフェイクで作成された動画は近年増加傾向でございまして、日本でも今年4月には官房長官に関する偽画像がTwitter上で掲載された事案もございました。

ここまでが流通状況でございます。

次に、各ステークホルダーの取組状況、36ページについて紹介いたします。まず、多様なステークホルダーによる協力関係の構築として、産学官民が連携した「Disinformation対策フォーラム」が昨年6月に設立をされております。このフォーラムでは本年3月に中間取りまとめが公表されており、6月にはシンポジウムが開催されております。

次に、ファクトチェックの推進でございます。例えば「ファクトチェックイニシアティブ」という非営利団体において、我が国におけるファクトチェック普及活動が進められているところです。具体的な取組としては、新型コロナウイルスに関する特設サイトの設置とか、38ページ目でございますが、ファクトチェック支援システムの運用、あるいはこれらによりメディアパートナーのファクトチェック記事数というものが、おととしの34本か

ら昨年には164本に増加した結果も見られているところでございます。

続きまして、③情報発信者側における信頼性確保の検討の状況でございます。例えば「Disinformation対策フォーラム」においては、日本新聞協会、日本放送協会、また日本民間放送連盟がオブザーバとして参加しており、プラットフォーム事業者・メディア関係団体・有識者との対話や情報共有が進められているところでございます。その中で例えば新聞社の取組や放送事業者の取組が共有されるなど、取組が進められております。

39ページ目を御覧ください。ICTリテラシー向上法の推進に関する状況です。総務省では偽情報に対抗するリテラシー向上のための様々な啓発活動を実施しております。

続きまして、研究開発の推進でございますが、例えば諸外国ではディープフェイクで作成された動画を検出する技術・ツールの開発が進められており、我が国でも一定の研究が進められているところでございます。

国際的な対応の進化については、先ほど説明したものと同じですので、割愛させていただきます。

41ページ目を御覧ください。プラットフォーム事業者による対応のモニタリング結果についての紹介です。偽情報に関するモニタリングは本研究会で2回実施をしております。3月にヤフー・Facebook・Google・Twitter・SIAから、そして5月にLINEから追加的にヒアリングを行ったところでございます。

43ページ目を御覧ください。モニタリング結果の総論としては、全体的な傾向として、プラットフォーム事業者の偽情報への対応及び透明性・アカウントビリティ確保の取組の進捗は限定的でございました。他方で、多様なステークホルダーによる協力関係の構築、ファクトチェックの推進、またICTリテラシー向上に関しては、まだ十分とは言えないものの、我が国においても取組が進められつつある状況でございます。

具体的な状況について、44ページ目以降を紹介いたします。我が国における実態の把握については、プラットフォーム事業者が自らのサービス上において実態把握を行い、分析・公表している事例は見られませんでした。他方で、先ほど紹介したとおり、外部の研究者などによる調査結果によると、偽情報の流通状況は拡散状況にあるところ、事業者の把握している状況とのギャップが生じている状況でございます。また、実態把握に資する取組といたしましては、例えばTwitterは研究者に向けて無償のデータの提供を実施しているところでございます。

続きまして、多様なステークホルダーによる協力関係の構築につきましては、先ほど紹

介した「Disinformation対策フォーラム」にFacebook・Google・ヤフー・Twitterが参加をしております。また、Googleは、国際大学GLOCOMとの研究プロジェクトである「Innovation Nippon」の支援なども実施をしているところです。

45ページ目を御覧ください。偽情報に関するプラットフォーム事業者による対応及び透明性・アカウントビリティーの確保でございます。

例えばヤフーは、一般ユーザーが投稿するサービスで偽情報を直接する禁止するポリシーが設けられていないため、偽情報という切り口からの削除件数は示されておられません。

Facebookは様々なグローバルのポリシーを具体的に設けており、対応を行っておりますが、削除件数等については我が国でもグローバルでも件数は示されておられません。

Googleは新型コロナウイルス関係のポリシーをグローバルに設けており、削除等の対応も行っております。また、対応件数についてはグローバルで公開しており、それに加えて、今回のモニタリングでは構成員限りとして一部日本での数値も公開をしたところでございます。

LINEは利用規約において偽情報の意図的な流通状況を包括的に禁止しております。他方で削除件数については、新型コロナウイルス関係で臨時的に対応した件数のみ公開をしているところです。

Twitterは、コロナ関係や選挙関係、またディープフェイクなど、グローバルにポリシーを設けており、削除やラベルの付与の実施といった対応を行っております。グローバルな削除件数は公開されているものの、我が国における件数は公開されていない状況です。

続きまして、利用者情報を活用した情報発信への対応、45ページ目の下のところがございます。まず、広告配信先の制限につきましては、いずれの事業者においても一定の対応が設けられております。

続きまして、広告の出稿内容に関する制限につきましては、いずれの事業者においても偽情報を内容とする広告については一定の禁止規定が設けられているところです。

その他、政治広告に関する制限としては、LINE及びTwitterでは政治広告がそもそも禁止をされております。Googleでは選挙広告が日本では禁止をされております。

続きまして、ターゲティング技術の適用に関する規定については、例えば政治広告についてどのようなターゲティング技術に関する対応を行っているかについては、モニタリングからは明確になっていないところです。

最後に、出稿者の情報や資金源の公表、透明性レポート等の公表につきましては、広告

に関する何らかの透明性確保方策は、全ての事業者において行われているところがございます。

続きまして、ファクトチェックの推進関係に移ります。ヤフーやGoogleは、我が国において、FIJやBuzzFeed Japanといったファクトチェック推進団体やファクトチェッカーとの連携が進められているところです。他方でFacebookやLINEでは、我が国における具体的な取組はまだ行われてございませんが、諸外国では取組が行われているところです。なお、Twitterでは、特段の取組はグローバルでも行われておりません。

47ページ目の下のところですが、情報発信側における信頼性確保方策の検討に関するモニタリング結果です。例えば、「Disinformation対策フォーラム」において、既存メディアや有識者との情報共有や協議が進められているところです。また、いずれのプラットフォーム事業者においても、新型コロナウイルス感染症関係では、公共性の高い情報をサービス内で優先表示させる仕組みを積極的に実施しております。

その他の取組といたしましては、例えばGoogleでは、ジャーナリズムの支援として助成金の提供やワークショップの提供といったことを行い、今後、FIJとのファクトチェックスキルや経済的支援など、さらなる連携が検討されている状況です。

続きまして、ICTリテラシー向上の推進関係でございます。Facebook・Google・LINEは、我が国において偽情報の問題に対応したリテラシー教育に関する取組が行われている状況です。ただし、Twitterの取組は偽情報対応に資する内容となっているか不透明であり、ヤフーは現在行われておりませんが、今後実施予定となっております。

49ページ目を御覧ください。研究開発の推進関係のモニタリング結果でございます。Facebook・Google・Twitterは、それぞれグローバルの取組として、ディープフェイク対策のための研究開発が行われております。他方でヤフー・LINEでは、これらのディープフェイク対策の研究開発は現状行われておりません。

ここまでの偽情報に関するモニタリング結果の概要でございます。

続きまして、50ページ目の海外動向についても簡単に紹介いたします。例えばEUでは2020年12月に欧州民主主義行動計画と呼ばれるものが公表されまして、この中で偽情報への対抗措置が掲げられております。このように、欧州では戦略によって偽情報対策が進められているところがございます。

最後に、51ページ目以降で、第3章、「今後の取組の方向性」について紹介いたします。これまで第1章・第2章で述べてまいりました現状と課題、さらにプラットフォーム事業

者による対応結果のモニタリング、あるいは海外動向、これらを踏まえまして、以下のとおり、今後の取組の方向性をお示しいたします。

まず、違法・有害情報への対応でございます。まず前提といたしまして、プラットフォーム事業者の対応が求められることは言わずもがなでございますが、プラットフォームサービス以外の掲示板やまとめサイト等のミドルメディアにおける違法・有害情報も問題となっているとの指摘がございます。したがって、これらのコンテンツ流通メカニズム全体像を踏まえながら、引き続き、違法・有害情報対策に関する検討を行っていくことが必要でございます。

さらに、ヘイトスピーチ、部落差別、性被害など、様々な種類の違法・有害情報が問題となっていることから、これらの誹謗中傷や偽情報のみならず、違法・有害情報全般について対策を行っていくことが必要としております。

51ページ目を御覧ください。リテラシー向上のための啓発活動についての方向性でございます。実態把握や分析結果に基づき、産学官民が連携し、引き続きICTリテラシー向上施策が効果的となるよう取り組み、体系的で多元的なリテラシー啓発を実施することが必要としてございます。

また、大人も含めて幅広い対象に対してICTリテラシー向上のための取組を実施することや、総務省及び各ステークホルダーにおけるリテラシー向上の取組状況を把握して、ベストプラクティスを共有し、さらなる効果的な啓発につなげていくことが必要であると考えられます。

続きまして、②-1プラットフォーム事業者の自主的取組の支援に関する方向性でございます。まず、前提として、プラットフォーム事業者が、自らのサービス上でどのような違法・有害情報が流通しているのか、実態把握とリスク分析・評価を行うことが必要としてございます。

続きまして、コンテンツの迅速な削除に関する対応でございますが、プラットフォーム事業者は、我が国におけるトラステッドフラグガーの仕組みの導入や適切な報告者の認定について検討することが望ましいとしております。また、プラットフォーム事業者・総務省及び法務省における実務者検討会の継続的な開催により、利用者側・事業者側双方の削除に関する対応の透明性を向上させ、円滑な削除対応を促進することが必要としてございます。

加えまして、54ページ目ですが、削除以外にも、それぞれのサービスの特性に応じたア

ーキテクチャー上の工夫を進めることが期待されるどころ、それらのアーキテクチャーの工夫により自ら検証を行い、仮に効果が見られない場合には、さらなるアーキテクチャー上の工夫の導入について検討を行うことが望ましいとしてございます。

続きまして、②-2でございます。プラットフォーム事業者における取組の透明性・アカウントビリティーの向上についての今後の方向性でございます。モニタリング結果を踏まえ、我が国における透明性・アカウントビリティー確保が図られていない事業者に関しては、特に透明性・アカウントビリティー確保の取組を進めることが強く求められるとしてございます。

次に、イ、モニタリングの枠組みでございますが、引き続きプラットフォーム事業者の自律的な対応及び透明性・アカウントビリティー確保に関する自主的な報告を求め、総務省はモニタリングと検証評価を継続的に行っていくことが必要であるとしてございます。

次でございますが、ウ、共同規制的枠組みの構築でございます。次回以降のモニタリングにおいて依然として事業者が自主的な報告を行わない場合や、我が国における透明性・アカウントビリティー確保が実質的に図られない場合には、透明性・アカウントビリティー確保方策に関する行動規範の策定や遵守の求め、さらには法的枠組みの導入等の行政からの一定の関与について、具体的に検討を行うことが必要であるとしてございます。

また、プラットフォーム事業者の自律的な対応及び自主的な報告に委ねた際、透明性・アカウントビリティー確保の基準や水準が不明確となる可能性があることから、ルールの確実性や予見可能性を高めるという観点も踏まえ、法的枠組みの検討を行うことも必要であると考えられるとしてございます。

具体的なモニタリング事項や法的枠組みの検討に関しましては、既存のヒアリングシートを基本として、海外における制度や検討状況も参考にしつつ、我が国における有識者との議論を通じてプラットフォーム事業者と対話を行いながら検討することが適当であるとしてございます。

また、G7デジタル技術大臣会合におけるインターネットセーフティーの成果文書も踏まえまして、グローバルのみならず、我が国における透明性やアカウントビリティー確保が行われることが重要であるとしてございます。

ページ飛びまして、59ページ目の発信者情報開示関係でございます。発信者情報開示関係につきましては、改正プロバイダー責任制限法の法施行に向けて関係政省令の策定を進めるとともに、関係事業者及び総務省の間で円滑な新制度の施行に向けて具体的な運用に

関する協議を進めることが必要であるとしてございます。

また、円滑な制度の運用に向けて、プラットフォーム事業者は我が国における発信者情報に関する申請や開示件数について集計・公表することが望ましいとしてございます。

また、総務省は法務省や裁判所等と連携し、行政側においても現行制度及び新制度に関する発信者情報開示の件数を把握することが適当であるとしてございます。

④の相談対応の充実につきましては、総務省は引き続き、違法・有害情報センターにおいて円滑な運用を行うことが望ましいとしてございます。

最後に、61ページ目、偽情報への対応に関する今後の取組の方向性でございます。偽情報への対応については、既存の10の方向性について継続的に議論を深めていくことが適当としております。

61ページ目の自主的スキームの尊重は割愛といたしまして、62ページ目の実態把握についてでございます。偽情報に関しては実態把握が進められているものの、依然として我が国における流通状況が明らかになっているとは言えないため、引き続き実態把握を行うことが適当であるとしてございます。

また、この点、プラットフォーム事業者の認識や実態把握と外部からの調査結果の間にギャップが生じていることから、プラットフォーム事業者は自らのサービス上の偽情報の問題について適切に実態把握を行うとともに、研究者が分析を行うために必要な情報を無償で提供することが望ましいとしてございます。

また、コンテンツ側の実態把握・分析に当たっては、ミドルメディア等も含めた情報流通環境全体を捉えた視点により調査が実施されることが望ましいとしてございます。

63ページ目、多様なステークホルダーによる協力関係の構築でございます。引き続き「Disinformation対策フォーラム」や「Innovation Nippon」等の産学官民の連携の場において継続的に偽情報への対策に関する議論や研究が行われることが望ましいとしてございます。

④プラットフォーム事業者による適切な対応及び透明性・アカウントビリティー確保についての方向性でございます。モニタリング結果を踏まえまして、プラットフォーム事業者は実態把握とリスク評価を行った上で、そのリスクに応じて偽情報への対応を適切に行うことや、具体的にどのような取組が効果的かについて分析を行うことが求められるとしてございます。

この点、64ページ目ですが、総務省はこれらの取組に関するモニタリングと検証評価を

継続的に行っていくことが必要でございますが、具体的にどのような対応や情報公開を求めることにより適切な対応が図られているかを評価することが可能かについて、引き続き検討が必要であるとしてございます。

この点、違法・有害情報全般と共通でございますが、次回以降のモニタリングにおいて、偽情報の対応に関して事業者が自主的な報告を行わない場合や、我が国における透明性・アカウントビリティー確保が実質的に図られない場合には、行動規範の策定や法的枠組みの導入等、行政からの一定の関与について具体的な検討を行うことが必要であるとしてございます。

続きまして、⑤利用者情報を活用した情報発信への対応でございます。まず、マーケティング技術の悪用の問題につきましては、65ページ目でございますが、利用者情報ワーキンググループにおいても議論が行われているところ、広告の種類や対応に応じてリスクや問題の差異を分析した上で、特に偽情報を助長しているターゲティング技術の適用については、そのリスクを踏まえて注意深い対応と、それに伴う透明性・アカウントビリティー確保が求められるとしてございます。

次に、広告の問題のうち、偽情報を掲載しているサイトへの広告配信の問題については、アテンションエコノミーという問題が偽情報の生成を支えているといった指摘がある点を踏まえまして、広告収入を断つことによって偽情報の拡散防止をするという観点も踏まえて、事業者のポリシーに基づき、アテンションエコノミーの弊害を防止するための実効性のある対応が行われることが求められるとしてございます。

次に、⑥ファクトチェックの推進でございます。モニタリング結果によると、我が国においてもファクトチェックの取組は徐々に広がっていているところでございますが、まだ十分とは言えない状況でございます。したがって、引き続き、プラットフォーム事業者、ファクトチェッカー、ファクトチェック推進団体等が連携をして環境整備を推進していくことが望ましいとしてございます。

具体的には、プラットフォーム事業者においては、ファクトチェッカー等との連携強化、また資金提供等の取組がさらに進められることが期待されます。ファクトチェッカーにおいては、国際ファクトチェックネットワークへの加盟やファクトチェック体制に関する透明性・アカウントビリティー確保が進められることが期待されます。ファクトチェック推進団体においては、人材育成やリテラシー向上、ファクトチェックの容易化などの取組を推進していくことが期待されます。

67ページ、⑦でございますが、情報発信側における信頼性確保の方策の検討に関する今後の方向性でございます。この点については、新聞社や放送事業者等の既存メディアにおける情報の信頼性の確保のための取組やノウハウも参考として、これをネットメディアにも広げていくという考え方をとりつつ、引き続き、現代のメディア環境に対応した持続可能性のある情報の信頼性確保の在り方について、メディア関係者の知見や経験を活用しつつプラットフォーム事業者との間で検討を深めていくことが望ましいとしてございます。

68ページ目でございますが、偽情報の拡散要因について、ミドルメディアの存在が大きな影響を与えていることが、これまでの分析により指摘をされているところでございます。したがって、インターネット上におけるメディア全体の情報の信頼性をどのように確保していくかについて、ミドルメディアを中心とした偽情報の拡散メカニズムに関する実態把握と分析も踏まえ、「Disinformation対策フォーラム」なども活用しつつ、メディア・ネットメディア・プラットフォーム事業者等の関係者の間で今後検討をさらに深めていくことが望ましいとしてございます。

⑧ICTリテラシー向上の促進でございますが、偽情報の実態把握や分析結果に基づき、引き続きICTリテラシー向上施策が効果的になるよう取り組み、産学官民が連携して体系的な多元的なリテラシー啓発を実施することが必要としてございます。

69ページ目ですが、青少年だけではなく、これは大人も含め幅広い対象に対して実施することが必要であり、その際、「e-ネットキャラバン」や「インターネットトラブル事例集」などの青少年向けの取組に加えまして、例えばデジタル活用支援員の仕組みも活用した取組を検討していくことが必要としてございます。

さらに⑨研究開発の推進でございます。この点については、ディープフェイクに対応するための研究開発や技術コンテスト等の取組が我が国においても進められることが望ましく、さらにプラットフォーム事業者は、ディープフェイク等の偽情報に対応したポリシーを設けて、削除やラベルの付与等の適切な対応を行うことが望ましいとしてございます。

最後、⑩でございますが、国際的な対話の深化については、違法・有害情報全般だけでなく、偽情報に関する政策についても国際的な対話の深化を深めていくことが望ましいとしてございます。

さらに、これらの対話を通じて、特にグローバルにサービスを提供する事業者における適切な対応について、総務省は諸外国の情報通信担当部局等と連携しながら実効的な対応を検討していくことが適当であるとしてございます。

少々時間を超過してしまいましたが、第1部の説明は以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただいた内容について、構成員の皆様方から御意見などをいただければと思います。ただいま御報告いただきましたように、大部でございますので、資料中の項目に沿って、3つについて御議論をいただきたいと思います。すなわち、第1部のうち第1章、それから第2章、第3章と分けて御意見を伺いたいと思います。

まず、第1章。6ページから29ページ、「誹謗中傷への対応に関する現状と課題」について、御質問、御意見のある方はチャット欄で私にお知らせいただければと思います。よろしく願いいたします。

いかがでございましょうか。6ページから29ページにおきましては、とりわけプラットフォーム事業者の皆様方の取組についてモニタリングを行い、それについて分析をした上での議論を、海外動向と併せてさせていただいているという点が一つの特徴でございますけれども、何かこの第1章、「誹謗中傷への対応に関する現状と課題」について、御意見等ございますか。

もしないようであれば、また後で振り返って第1章についても御意見をいただいても結構でございますので、ひとまず先に進ませていただきたいと思います。

具体的に申しますと、30ページから50ページまでである第2章、「偽情報への対応に関する現状と課題」について、こちらについても御質問、御意見があれば、第1章と併せていただきたいと思います。チャット欄でお知らせいただければと思いますが、いかがでございましょうか。

こちらにつきましても、プラットフォーム事業者の方々の偽情報対策についての取組についてモニタリングをするという2番目の項目を一つの柱として、それ以外にも、このプラットフォームサービス研究会の最終報告書で提言されたことを受けて、セーファーインターネット協会で設置された「Disinformation対策フォーラム」の取組、あるいはファクトチェックに関する様々な取組について御紹介をいただき、また、海外の動向についても分析をされているところでございます。こちらについても御質問、御意見等があれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。また第3章について御議論いただく際に、関連して第1章・第2章、いずれも御意見をいただければと思います。

それでは、その次に、51ページから「今後の取組の方向性」、第3章でございます。こ

ちらについて御質問、御意見があれば、チャット欄でいただきたいと思います。いかがでしょうか。

寺田構成員、お願いいたします。

【寺田構成員】 JIPDECの寺田でございます。質問というよりは意見という形で、ざっとまとめたような形になってしまいますけれども、今回、本当にモニタリング等いろいろ調べていただいて、大枠どういった構造になっているのか、どこに問題があるのかというのが随分分かってきた状態になっていると思います。特に今回の中間の取りまとめでは、どちらかといえば課題であったりとかそういったところを明確にするということで、非常にいいまとめになっていると思っています。皆様の御苦勞、御努力に感謝いたします。

その上でですが、まず、モニタリングに関しては、違法情報も、フェイク、それから誹謗中傷もそうですが、今後どういったものをつくっていくのかということに注力していかないといけないだろうと思っています。連続性があることが非常に重要になってきます。今、ここまでは、それぞれ皆さん自主的な取組で、それぞれの企業の考える指標の出し方であったりとかとなつていますが、この辺りがもう少しまとまって比較可能になっていくことが重要で、そういったことに関して、研究であったりとか、総務省であったり、あるいは民間団体、こういったところが何らかのまとまったものをつくっていくことは、今後必要になるんだろうと思っています。

もう1点は、今回の中間取りまとめは、ある意味、事業者に対しての警告という意味があって、非常に重みがあるものだろうと思っています。ここまでの課題に関して事業者としてちゃんとした回答を出せなければ、法制度といった厳しいものにだんだん向かっていくんだよということが明確になってきているということで、非常にそういった意味では重みのあるものだと思います。

ただ、ここで少しだけ気になっているのが、タイトルが「プラットフォームサービスに」となっておりますので、どうしても視点がプラットフォーム事業者に向けられがちですが、今回の問題はほとんどがそれ以外の周辺の事業者も含めたエコシステムの問題と見ることができますので、こういった流通経路において誰が責任を持って対策するか、こういったところを次の段階ではもう少し明確にして、実効性のある対策が可能となるような、そういった方向性の具体的な制度であったりとか共同規制であったりとか、こういったものを考えていっていただきたいと思っています。私からの意見は以上です。

【宍戸座長】 寺田構成員、ありがとうございました。特に今の中間報告書で言います

と、54ページからの今後の取組の方向性についての②-2、プラットフォーム事業者による取組の透明性・アカウントビリティーの向上について、ポイントあるいは今後検討すべき点を御指摘いただいたかと思えます。

また、最後におっしゃった点につきましては、58ページのオというところで、その他の観点として記載していますけれども、プラットフォームサービス以外のサービスにおける違法・有害情報対策についても今後必要に応じてヒアリングを行っていくといったことも含めて、今後、プラットフォームサービス研究会、あるいはこれを踏まえた総務省での取組について重要な御指摘をいただいたかと思えます。ありがとうございました。

【寺田構成員】 ありがとうございます。

【宍戸座長】 それでは、森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 御説明ありがとうございました。先ほど大部という話がありましたけれども、本当に大部ですけれども、これは本当に多岐にわたる論点を扱って、しかもモニタリングもしっかりしていただいた結果として大部になっていて、中身としては引き締まった、また時代の要請をしっかり捉えたものであると思えます。

特に2点、今、寺田さんから御指摘がありましたけれども、警告として事業者の皆様へ受け止められるべきものであること、それがしっかり書かれていて、透明性やアカウントビリティーの確保がなされなければ法制度の対応もあり得ることがはっきり書かれているところがよかったと思えます。

それからまた、分析的な視点として、これは偽情報のほうですけれども、偽情報の問題の中で、64ページの⑤、利用者情報を活用した情報配信への対応とか、また政治広告も併せてここで取り扱うこと、実は偽情報と政治的広告、これは、偽情報はSNSのプラットフォームの表の面ですし、広告はある意味裏面といいますか、お仕事・実業の面で、面は表裏に分かれているわけですけれども、問題としては、これが一体的に使われて社会の分断を招く、あるいは選挙の結果に影響を与えることがあり得ますので、それをしっかり併せて把握をしていただいて、さらにそこに利用者情報の利用がかかってくることも踏まえて問題点を指摘されていますので、全く非常に重要な現代の課題に対応した取りまとめになっていると思えます。以上です。

【宍戸座長】 森構成員、ありがとうございます。ほかに構成員の皆様から御質問、御意見、いかがでしょうか。

今、森構成員におっしゃっていただきました64ページ、利用者情報を活用した情報配信

への対応については、ターゲティング技術の悪用の問題、それから政治的な行動ターゲティングの問題に併せて、特に65ページで、寺田構成員もおっしゃったところに関わりますけれども、今のインターネット上の情報のエコシステム、アテンションエコノミーの被害を防止するための実効性ある対応が求められることについても指摘させていただき、また、これに併せて、先ほど事業者の方々に一層の取組を求めるという意味でのこちら側からのメッセージとしての、次回以降のモニタリングにおいて云々という記載もあるところでございます。この点は私からも強調しておきたいと思っております。

ほかに御質問、御意見、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。あるいは第1部について、ひとまずここまで議論をさせていただきましたけれども、またこの後、第2部ございますので、第2部についても御報告を受け、またそこで質疑をして、そのしかる後に、第1部・第2部併せて御質問、御意見があれば、承りたいと思っております。

それでは、第2部、「利用者情報の適切な取扱いの確保について」、71ページからになりますけれども、こちらについて事務局からまた御説明いただき、その後、質疑を行いたいと思っております。よろしくお願いたします。

【小川消費者行政第二課長】 消費者行政第二課の小川でございます。71ページからの第2部について説明をさせていただきます。こちらの第2部につきましては、7月9日に開催されました「プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキング」第6回において御議論いただいた結果でございます。

まず、第1章でございますけれども、「プラットフォームサービスに係る利用者情報めぐむる現状と課題」ということで取りまとめをさせていただいております。71ページのところでございますが、まず、「プラットフォームサービスに係る利用者情報の現状と課題」ということで、ポストコロナ時代に向けてデジタルシフトもさらに進んでいく中で、スマートフォンやIoTを通じて様々な情報がインターネットでつながって活用されるわけですが、この中で様々なサービスを無料で提供するプラットフォーム事業者の存在感が高まっており、利用者情報が取得・集積される傾向が強まっていると。また、より機微性の高い情報についても取得・蓄積されるようになってきているということでございまして、利用者の利便性と通信の秘密、プライバシーの保護とのバランスを確保し、利用者が安心してサービスが利用できるよう、利用者情報の適切な取扱いを確保していくことは重要であるということでございます。

72ページを御覧ください。①といたしまして、「プラットフォーム事業者の重要性」と

ということで、こちら、グラフがございますが、モバイルの検索エンジンのシェア、またモバイルのOSのシェアについて、こちらで示させていただきます。

また、次の73ページでございますけれども、モバイルのブラウザのシェア、それから、インターネット広告の中で、約4分の3がモバイル広告となっていることをお示しさせていただきます。

73ページ、下のところでございますが、このように、検索、OS、ブラウザなど、インターネットを利用する際に不可欠な各分野において、プラットフォーム事業者は大きな役割を果たしているということでございます。

また、次の74ページのところのグラフがございますが、プラットフォーム事業者のセグメント別の売上比率を示しております。事業者によって事業領域には共通している部分と独自の部分がございます、広告の売上げについて各事業者によって比率が異なります。また、端末販売について大きな割合を占める事業者、コンテンツの売上げについて一定の割合を占める事業者などがございます。

74ページ、下のところでございますが、②として、「利用者情報の取扱いに関する動向」についてまとめております。まず、スマートフォンのアプリケーションに関連する動向でございます。一番下の行でございますが、アプリケーションのプライバシーポリシーの掲載率については、2016年以降、大幅に向上してきているということでございます。

75ページに参りまして、これは、アプリケーション提供マーケットを運営しているプラットフォーム事業者において、プライバシーポリシーの掲載に関するガイドラインの策定など、アプリケーション提供者に働きかけを強めてきたことによる影響が大きいということでございます。

また、3段落目でございますが、OSによってプライバシー性の高い情報へのアクセスを行う場合には、アプリケーション内で利用者に個別許可を求めるような機能なども導入されてきているということでございます。

次に、クッキー、広告ID、タグなどに関連する動向でございます。クッキーにはファーストパーティークッキーとサードパーティークッキーがございます、サードパーティークッキーにつきまして、SNS事業者、広告事業者、アクセス解析事業者、データ仲介事業者などに対する情報送信に利用されているものも多く見られます。また、76ページでございますが、イメージタグやJavaScriptのタグ、OSが発行する広告IDなどによる情報収集も多く行われております。

公告事業者などは、このようなサードパーティークッキー、タグ、広告IDなどをキーにクロスサイトでトラッキングを行い、ウェブサイトの閲覧履歴を取得・蓄積・分析などを行った上で、広告配信などに活用しているというところでございます。このサードパーティークッキーやタグなどについては、それが設置されるウェブサイト管理者が実情を把握しにくく、そのためプライバシーポリシーがきちんと書けていない場合も多いという御指摘がございませう。

76ページの下の段落でございませうが、近年オンライン広告におけるプライバシー侵害の危機感が高まり、欧米において利用者情報の取扱いに関する透明性やアカウントビリティを高める法制度の適用が見られることも背景として、プラットフォーム事業者など関係事業者において、クロスサイトトラッキングをブロックまたは抑制する方向で様々な検討が行われているというところでございませう。

例えばというところでございませうが、Appleが提供するSafariにおいて、サードパーティークッキーをはじめとしたクロスサイトトラッキングが既にブロックをされております。また、次のページに参りまして、77ページでございませうが、Googleは、Chromeにおけるサードパーティークッキーの段階的廃止を計画しているという発表もございませう。

また、OSが提供する広告IDでございませうが、AppleのIDFAにつきましては、今年の4月26日以降、利用者の同意を取得することが必要となっております。また、Googleにおいては、プライバシーサンドボックスプロジェクトを発表して、この検討を進めているというところでございませう。

78ページに参りまして、業界団体などの動向でございませう。例えば欧州インタラクティブ広告協議会やIABのテックラボにおきまして検討が進められておりまして、TCF 2.0の改定など、また同意管理プラットフォームの導入の動きなども進んでいるということもございませう。

79ページでございませうけれども、このように、というところで、79ページの2段落目でございませうが、パーソナルデータの取扱いをめぐることは、各国における法規制や自主規制の動きがあるというところで、またプラットフォーム事業者による様々な動きがあるというところで、これはデジタル広告業界にも大きな影響を与えるというところで、業界団体や業界内でも行政の関与を可能とするような検討がされつつあるというところで、現在は大きな転換期にあるという御指摘がございませう。

次に、2つ目でございませうが、「現行制度と政策」というところで、こちらについては、

(1) で個人情報保護法と電気通信事業ガイドライン、また、80ページの(2)でスマートフォンプライバシーイニシアティブ、スマートフォンプライバシーアウトLOOKについてまとめさせていただいております。

また81ページにおきまして、(3)として位置情報プライバシーレポート、(4)として一般社団法人日本インタラクティブ広告協会、JIAAさんの取組についてまとめております。

82ページでございますが、(5)としてデジタル広告市場ということで、こちら、デジタル市場競争会議におきまして今年の4月にまとめられました「デジタル広告市場の競争評価最終報告」におきまして、課題⑩、パーソナルデータの取得・利用に係る懸念への対応については、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインなどの見直しにより対応することが記載されておきまして、これを踏まえて検討を進めることが求められております。

また、(6)でございますが、競争政策とデータ保護、消費者保護との関係ということでございまして、公正取引委員会の競争政策研究センターが発表した「データ市場に係る競争政策に係る検討会」の報告書におきまして、83ページに参りまして、競争とデータ保護と消費者保護の3つにつきましては、対立し得るデータ市場の構造もございまして、三位一体での議論を行い、バランスを考慮して検討していくことが必要であるという御指摘、また、データポータビリティの確保や情報銀行に係る取組などの検討があることを記載しております。

次、3つ目として、海外動向でございます。こちら、(1)としては、米国ということでございまして、こちらについては、②として、カリフォルニア州のCCPAについて記載しております。こちらにつきましては、個人情報の収集、オプトアウト権について、プライバシーポリシーの記載だけではなくて、これとは別に消費者への通知が必要など、消費者に対して分かりやすく通知をすることが規定されているということでございます。

それから③として、NISTのプライバシーフレームワークについても記載をしております。

それから、85ページでございますが、①、EUのGDPRについても記載をしております。大部でございますので簡単にとと思いますが、同意に関するガイドラインというものがございまして、そちらについて86ページに記載をしております。実質的に標準的な方に容易に理解できるように明確かつ平易な用語を用いて説明をしていくこと、また、階層化された情報提示の方法などが指摘をされているということでございます。

それから、87ページでございますが、透明性に関するガイドラインについても記載をし

ております。こちらのガイドラインにおきまして、2段落目でございますが、まず、簡潔で透明性があることが求められておりまして、その中で階層的なプライバシーステートメント、プライバシー通知が推奨をされているということでございますが、また、プライバシーダッシュボード、ジャストインタイムの通知、アイコンなどが手法として推奨されております。

また、理解しやすくということが求められておりますが、こちらについては、ユーザーの可読性テストであるとか、業界団体・消費者擁護団体・規制当局との対話というのも指摘をされております。いずれにいたしましても、対象とする方が後の時点で不意を突かれることにならないようにすることが必要とされております。また、容易にアクセスできることについても定められております。

それから、88ページでございますが、国際的なベストプラクティスの一つとして、イギリスのデータ保護機関ICOは、このGDPRを踏まえてより効果的に通知・同意取得を行うことができるための推奨する工夫として5つ挙げております。階層的アプローチ、ダッシュボード、ジャストインタイム、アイコン、それからモバイル、スマートデバイスの機能の活用ということでございますが、こちらについて記載をしております。

それから、89ページでございますが、②として、eプライバシー指令、eプライバシー規則（案）について記載をしております。こちら、eプライバシーの規則（案）でございますが、今年の2月に公表されているということでございます。こちらにつきましてはGDPRの特別法ということで、利用者の端末装置の情報の取扱いについて規制をしているということでございます。

端末装置からの情報取得の規制、クッキー等規制を規定しておりまして、クッキー等に係る同意取得の方法、また同意を取得せずにクッキーを設定できる場合は、限定的に明確化、また同意の証明方法などについてもお聞きをしております。

また、最初からチェックされたチェックボックスを示して利用者が同意を拒否するためにチェックを外さなければならない状況では有効な同意を取得し得ないことであるとか、あとはサードパーティークッキーを設置するウェブ管理者については、GDPR上の共同管理者の立場に立って個人データの利用目的について利用者に情報提供し、利用者から同意を取得する義務を負うことが書いてあります。

それから、90ページでございますが、DSA/DMAについても書かせていただいております。こちらについては超大規模オンライン・プラットフォームに対しての義務の規定というこ

とでございまして、広告事業者につきましては、広告内容、それから広告表示期間、使用された音楽、パラメーターなどについてデータベースを編纂することが、超大規模オンライン・プラットフォーム事業者に対しては規制されているということでございます。

それから、90ページ、(3)としては、ISO/IECにおきましての29184という規格について示しております、こちらについて、国際的にこの同意選択についてどうやって適切に示していくかということを示しているものでございますが、レイヤードアプローチについて推奨されていることなどを記載しております。

第1章は以上でございます。

次に、第2章といたしまして、「プラットフォーム事業者などによる利用者情報の取扱いのモニタリング結果」について、お示しをしております。

まず、1として、モニタリングの概要についてお示しをしております。93ページでございますけれども、プラットフォームサービス事業者に対しまして、ここがございますような大きく7つの項目に分かれました詳細な質問項目をお出しいたしまして、それでこのヒアリングシートを作ってくださいまして、それに基づきまして、94ページのところにございますように、2021年3月から5月にかけて、移動通信事業者及びプラットフォーム事業者などに対してモニタリングを行っております。詳細のヒアリングシートの内容につきましては3項の9-1と9-2にございますので、適宜御参照いただければ幸いです。

94ページの2からモニタリングの結果について記載をさせていただいております。こちらの表に概要をまとめさせていただいておりますが、まず、7つの項目の中の1つ目の、利用者情報の取扱いの状況でございますけれども、こちらにつきましては、個別の電気通信事業者、プラットフォーム事業者によって情報はそれぞれ異なっておりますけれども、広告及び測定の目的で利用者のブラウザやデバイスから情報を直接第三者に取得させたり、広告の効果や測定効果などを提供する事業者もあったということでございまして、また、95ページでございますが、全ての事業者が利用者から取得した利用者情報を広告表示に活用しているということでございます。

利用者自身が広告設定について一定の管理をできる事業者、また、広告をオプトアウトする機能を提供している事業者もあったということでございます。それから、プロファイリング・セグメント化に使っている事業者もあるということでございます。

それから、95ページの(2)でございますが、利用規約・プライバシーポリシー、ここ

は大きく4つの項目に分けております。まず、①としては、プライバシーポリシーの状況ということで、こちらについては全ての事業者がホームページに掲載があるということですが、②として、透明性確保のための工夫として、各事業者による工夫として、プライバシーポリシーの内容については、プライバシーポリシーを単に示すだけではなくて、いろいろな工夫をそれぞれの事業者さんでされておりまして、プライバシーセンターを設けたり、ガイドンス、ヘルプセンターを設けるなど工夫があると。また、アカウント管理画面にダッシュボードなどを設けて、事後的にも状況を把握したり、事後的にオプトアウトができるなど、そういう画面を提供している事業者もございました。利用者がプラットフォーム事業者による情報取得や取扱い、第三者提供や連携の影響を簡単に把握できることが重要だという御指摘をいただいております。

それからまた、利用者は多様でございまして、そういう多様な利用者が理解できるように方法を用意する必要があるという御指摘、また、プライバシー性が高い情報の取得について注意喚起をする仕組みが必要、また、情報開示の視点で外部レビュー、モニタリングが必要という御指摘もございます。

3つ目でございますが、オプトアウトやダッシュボードの導入状況ということで、オプトアウトの提供の有無については、全ての事業者が回答をいただいております。

それから97ページでございますが、④として、データポータビリティでございますが、こちらについても提供の有無については全ての事業者が回答しております。

それから、(3)、他アプリやサイトを経由した情報収集でございますが、情報収集モジュール（イメージタグ、JavaScriptのタグ、SDKなど）が設置されている場合などに、当該アプリやサイトを訪問する利用者に関する利用者情報が送付されている場合があるということでございます。

それで、98ページでございますが、(5)、サードパーティーによる情報取得への対応でございますが、これは広告主がメールアドレスや電話番号をアップロードし、事業者はハッシュ化した形で受領するという広告サービスを提供している事業者が複数ございました。

様々な形でクロスデバイスの情報が取得されておりますけれども、一般利用者にとって全体像を理解するのが容易ではない状況、また、広告主などが、自らを経由し提供される個人情報などについて、利用者に対してどのような説明や同意取得をするべきかを必ずしも明確に把握・理解していない場合もあるという状況でございます。

また、(6)としては、アプリ提供マーケットについて説明をさせていただいております。

99ページでございますけれども、今回のモニタリングのまとめでございますけれども、今回モニタリングの対象とした各事業者におきましては、プライバシーポリシーの内容を分かりやすく説明するための工夫を行っていて、アカウント管理画面やダッシュボードなどから利用者が情報取得や第三者提供など事後的に把握管理できるようにしている事業者も多く見られました。

一方で、広範な利用者情報の取扱いの全体像を一般の利用者に説明、理解させることは容易でないこと、また、全ての事業者は広告表示も活用しているということで、情報収集モジュールなどによりクロスサイトトラッキングが幅広く行われております。

この利用者情報を取得・集約・分析して利用者の詳細なプロファイリングを行い得る状況であることを鑑みまして、利用者情報の取扱いについては一定のルール整備を検討していくことが必要であると考えられます。また、各事業者においては、今後さらに利用者情報の取扱いについて分かりやすい通知・説明や同意取得を工夫していくことが求められているということでございまして、その状況について継続的にモニタリングを行っていくことが必要であると考えられます。

次に、第3章でございます。「今後の取組の方向性」として2つのパートに分かれておりますが、まず、1つ目、利用者情報の適切な取扱いの確保に向けた論点でございます。

①として、利用者情報を取り巻くグローバルな情勢の変化ということでございまして、こちらについて、3段落目ぐらいからですけれども、様々な利用者情報がクロスデバイスで取得・集積・分析されて、プロファイリングやターゲティングも高度化・精緻化してきているということで、適切に用いられればサービス向上・イノベーション促進に役立つところもございまして、一方、商品広告の表示目的だけではなく、様々なマイクロターゲティング、プロファイリング結果を踏まえた個人に影響を与える意思決定にも用いられるおそれがあるということで、また、本人に対する影響・アウトカムをあらかじめ説明することが困難となる場合もあるという指摘がございます。また、このような利用者情報の取扱いが社会へ様々な影響を与える可能性も示唆されるということで、先ほどの偽情報のところの利用者情報を活用したターゲティング技術の悪用による問題のところについて、関連がございますので参照をしております。

このような情勢を踏まえまして、各国はクロスデバイス情報の取扱いに関して、特に本人へのサービス提供と直接関係がない、本人が意図しない取扱いや本人の合理的な期待を超える取扱いを行おうとする際には、本人にこれを知らせ、本人同意を求めること、事後

的な検証可能性を高めるための透明性確保や報告・公表義務を課すことなど規制強化を進めているところであり、グローバルに展開するプラットフォーム事業者もこれに対応しつつあるということで、このようなことも踏まえまして、我が国において適切な対応を検討していくことが求められるということで書かせていただいております。

101ページでございますが、②として、利用者情報の適切な取扱いの確保として、下の段落でございますが、利用者に適切に通知・公表や同意取得を行っていく観点から下記の点が重要であると考えられるということで、まず第一にということで、利用者と直接接点のあるアプリ提供者やウェブサイト運営者が、まずそのアプリやウェブサイトで誰がどのような情報取得を行うのか、第三者にどのような情報提供を行う必要があるのかなどについて検討した上で、まずこれを把握することが必要であるということでございます。

第二にということで、アプリ提供者やウェブサイト運営者などサービス提供者が、利用者が理解できるように、取得者や取得・提供する情報の種類や用途などについて通知・公表または同意取得を行っていく必要があるということでございます。

それから、102ページでございますが、③として、分かりやすい通知や同意取得の在り方ということでございます。こちらにつきましては、先ほどからEUのGDPRであるとかカリフォルニア州のCCPAなど国際的な階層的な通知などが求められるなど、共通的な認識が形成されてきているということかと考えますが、これも踏まえまして、野村総合研究所において、我が国のインターネット利用者について、通知・同意取得における利用者の考え方について検討を行った結果について紹介をしております。

104ページのところでございますが、通知・同意取得に当たり、利用者の理解や安心に資すると思われる工夫について5つ挙げておりますけれども、この中の黄色い色がついている階層的な通知、それから3番目の個別同意、4のプライバシー設定につきまして、実際に利用者インタビューを行った上で、利用者の考え方の違いを踏まえて、その有効性について分析を行ったということでございます。

階層的な通知については、特に同じプライバシーポリシーでも現状よりしっかり読むという回答がございますし、それから3の個別同意、また4のプライバシー設置につきましては、自己効力感の高低、リテラシーであるとか、また企業に情報利用されることについての抵抗感など、いろいろなセグメントの利用者全てが、こういう個別同意やプライバシー設定があればぜひ利用したいということで結果が出ております。

このような利用者調査などの結果も参考にしながら、プライバシーポリシーに階層別の

表示や簡略版の作成など工夫を行いながら読みやすさを高めることが期待されること、また、個別同意やダッシュボードなど、個人による理解やコントロールを高めることが期待されるということでございます。

それから、105ページからでございますが、2、今後の対応の方向性でございます。こちらは6つのパートに分かれております。

まず、1つ目でございますが、電気通信事業法・個人情報保護法を踏まえた対応でございますが、こちら、まず、1段落目は本研究会の中間報告書からの引用でございます。

「利用者の端末情報の適切な取扱いを確保することにより、利用者が自らの端末を用いて安心して通信サービスを利用することができるようにすることが重要」ということございまして、「利用者の端末情報が、OS事業者、通信事業者、プラットフォーム事業者、アプリ事業者などによって、利用者の意思に反して取得・活用されていたとすると、通信の秘密の対象であるか否かにかかわらず、プライバシー上の適切な保護の検討をする余地が生じ得るところ、端末情報の適切な取扱いの確保のための具体的な記述の在り方について、eプライバシー規則（案）の議論も参考にしつつ、今後検討が必要」と、2019年4月の時点で御検討いただいております。

このような通信サービスの利用に関わる利用者端末情報とそれに紐づく情報の保護について、106ページからでございますが、「通信関連プライバシー」として保護されるべき利用者の権利として把握されるべきではないかということで、この電気通信サービスの利用者の権利に着目して、通信の秘密に加えて電気通信サービスの利用者のプライバシー保護を電気通信事業の目的として考えていったらどうかと。このような利用者端末情報等を取り扱う者の全てが保護すべき義務を負うことにしてはどうかということでございます。また、透明性を確保していく観点からの仕組みも必要ではないかということでございます。

106ページの3段落目でございますが、このため、適切な利用者情報の取扱いを確保する観点から、電気通信事業ガイドラインにおいて必要とされる事項を定めた上で、当該ガイドラインの遵守状況や事業者の自主的な取組の状況について定期的にモニタリングを行うべきということでございます。

また、ということございまして、この共同規制について外縁を明らかにして内外事業者に対する実効性を高めるという観点からも、事業者に法律上の義務を課すことが有用であるという指摘も踏まえまして、電気通信事業法などにおける規律の内容範囲などについて、eプライバシー規則（案）の議論も参考にしつつ、具体的な制度化に向けた検討を進

めることが適当であるということでございます。

107ページからでございますが、電気通信事業ガイドライン・指針などにおける対応でございまして、こちらについては2つのパートに分かれますが、まず、①として、個人情報保護委員会ガイドラインの見直しに対応した改正の検討ということでございまして、個人情報保護法は令和2年と令和3年に改正をされておりました、令和4年の4月に両方とも施行される予定になっておりますので、こちらについては、個人情報保護委員会のガイドライン（案）を踏まえて、電気通信事業ガイドラインについても見直していく必要があるということでございます。

108ページでございますけれども、個人情報保護委員会ガイドラインにおいても事例などの記載がございますけれども、電気通信事業の固有の事情なども踏まえまして、より適切な事例などの記載についても検討することが適当であると考えております。

それから、110ページからでございますが、②として、利用者情報の適正な取扱いの確保に向けた改正の検討でございます。こちらについては電気通信事業に特化した規定ということでございまして、111ページからが具体的に記載の充実などを検討する項目として、まず、電気通信事業者の義務として、現在も個人情報保護管理者という規定がございますが、こちらについて充実を検討する。また、プライバシーポリシーについても、現行も規定がございますが、こちらについて、内容について審査をして見直しをしていってはどうかということございまして、プライバシーポリシーの内容としては、例えばオプトアウトの有無、それから方法、データポータビリティの有無や方法などについても記載すべき事項として追加を行うことを検討する。

また、アプリケーション作成者、情報収集モジュール提供者、広告事業者、ウェブサイト管理者などが留意すべき事項も含めた形で、スマートフォンプライバシーイニシアティブの履行状況なども考慮した上で、必要とされる対応を検討し、記載を検討する。

また、分かりやすい通知・公表や同意取得を実現するために考慮すべき点、留意すべき事項について記載をしていくということで、先ほどから紹介させていただきました階層的な通知や公表、個別同意、Consent Recordや一覧性のある表示、ダッシュボードなどについてのベストプラクティスについても事例としてまとめ、参照できるようにすることも検討するということでございます。

112ページからでございますが、4、各種情報として、位置情報につきましては、こちらは新たに利活用の実態についても把握した上で、通信関連プライバシーの一環として適

切な取扱いを確保していく必要があると。

また、その他のところでございますが、電気通信事業に固有の各種情報の取扱いについて、4、各種情報では規定しているわけでございますが、ここにおいて通信関連プライバシー情報についても関連して必要とされる記載について検討するというところでございます。

また、5として、モニタリングの実施とガイドラインの見直しということでございまして、113ページに参りまして、プライバシーポリシーや個人情報保護管理者の関係なども含めて、電気通信事業者の利用者情報の適切な取扱いを促す観点から定期的にモニタリングを行うということで、その状況も踏まえて、今後も必要に応じて電気通信事業ガイドラインの改正を検討していくということでございます。

114ページのところが、(3)として、定期的なモニタリングの実施について記載をしております。

また、115ページ、(4)として、専門的な知見の蓄積と発信の重要性ということで、デジタルプラットフォームの事業者による利用者情報の動向というのは、非常に技術やサービスの発展も早うございますので、こちらについて技術的な動向について取りまとめた上で、それを継続的に更新していくことが重要だという御指摘でございまして、そういった知見がモニタリングのためにも資することになりますし、外部レビューや利用者の理解促進にも役立つということでございます。

(5)としては、利用者の理解促進と外部レビューということで、①は利用者の理解促進に向けた取組ということで、116ページ冒頭でございまして、デジタル広告市場におけるターゲティング広告に対する消費者の不安は、その仕組みが見えていないことに由来する側面があるという指摘もございまして。関係事業者や業界団体などが周知啓発を推進して、利用者のリテラシー向上を図っていくことが期待されると。また、利用者の権利を保護するための注意喚起を行うことも重要だということでございます。

それから、②の外部レビューでございましてけれども、こちらは専門的見地から事業者のプライバシーポリシーについて外部レビューが実施され、その結果が公表されることは有用ということでございまして、海外においては消費者団体、財団、コンサルティング企業などが、プライバシーポリシーなどの外部レビューを行って、結果が公表されているということで、次の117ページに事例を幾つかお示ししております。

最後でございますが、(6)、国際的な対話と連携の推進に向けてということで、利用者情報の取扱いにつきましてはグローバルに共通した課題でございまして、国際的に連携

した取組を進めることが有用であるということでございます。

駆け足でございますが、説明は以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明のありました、第2部、「利用者情報の適切な取扱いの確保について」、71ページから118ページ、この第2部について御質問、御意見のある方は承りたいと思いますので、チャット欄でお知らせいただきたいと思います。いかがでございましょうか。

こちらについては9日のワーキンググループにおいてかなり御議論をいただき、それも踏まえて事務局と主査である私で調整作業をし、ワーキンググループ構成員の皆様は御意見を承った上で、それをそのまま親会報告書の第2部という形でドッキングさせてお示ししているものでございますけれども、ワーキンググループの構成員でもあられる親会のメンバーの方、あるいはそれ以外の親会のメンバーの方からも、御意見、御質問をいただきたいと思います。それではまず、森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 御説明ありがとうございます。こちら非常にしっかりした取りまとめになっていると思います。

1つ目は用語といいますか、表現ぶりですけれども、48ページの(5)のところ、サードパーティーによる情報取得への対応の中ほどに、クロスデバイスの情報とありまして、100ページにも、利用者情報を取り巻くグローバルな情勢の変化というところで、上から3番目の段落と一番下の段落のところに、クロスデバイスの情報とあります。もちろんクロスデバイスの情報が一番不意打ち性は高いわけですが、特にクロスデバイスでなくても各国は利用者情報の保護をするという方向性を見せていると思いますので、クロスデバイスと書いていただかなくてもいいのかという気はいたしました。これが1点目です。

1点目はささいな話ですが、2点目は先ほど宍戸座長からも御紹介のありました利用者情報ワーキング、私はそちらのメンバーですので、その報告も兼ねてお話ししておきますと、専ら105ページ、106ページの、利用者端末情報とクッキー等とそれにひもづく情報についての保護の在り方についての議論があったわけですが、この報告書は、106ページの末尾にありますように、電気通信事業法等における規律の内容範囲等について、eプライバシー規則(案)の議論も参考にしつつ具体的な制度化に向けた検討を進めることが適当ということで、法制度の検討をしていただくと結論をつけていただいています。私もこれに賛成ですし、利用者情報ワーキングの多くの委員の方が、そうすべきであると、法規制を検討すべきであるという御意見であったことをまず報告したいと思います。

その背後には、105ページにプラ研の2019年の中間取りまとめの記載を引用していただいていますけれども、105ページの下のところですが、「利用者の端末情報がこれこれの事業者によって利用者の意思に反して取得・活用されていたとすると、通信の秘密の対象であるか否かにかかわらず、プライバシー上の適切な保護を検討する余地が生じ得る。端末情報の適切な取扱いの確保のための具体的な規律の在り方については、eプライバシー規則（案）の議論も参考にしつつ、今後検討が必要」とありましたので、この中間取りまとめの宿題にまさに応えるものになっているということです。単なる自主規制あるいはモニタリングにとどまらず、具体的な法改正をして進めていこうという一つの結論をつけたということ、中間取りまとめの宿題にも応えるものであるということです。

通信関連プライバシーとして把握するというを106ページに書いていただいていますけれども、これもまさにこの中間取りまとめに書かれている、プライバシー上の適切な保護が必要である、そういうユーザーデータであることを通信関連プライバシーと言っていると理解いたしました。日本の個人情報保護法は個人情報の範囲が狭いということになっていまして、クッキーとそれにひもづく情報だけでは個人情報として扱われない、そのために、その部分については個人情報保護法の規制がなくて、自由に流通してしまっていた状態があるわけですけれども、そこがプライバシーを侵害するおそれがあると。日本の個人情報ではなくてもプライバシーを侵害するおそれがある、プライバシーとしての保護に値するというので、通信関連プライバシーと呼んで法的保護の対象にするということだと思います。

実は2019年の中間取りまとめには、先ほどの部分の宿題のほかにもう一つ、全然記載の場所は違うんですけれども、制度の国際的ハーモナイゼーションを意識すべきであるという項目がありまして、国際的に見て、同じような社会、欧米ですけれども、同じような社会を持っているところと、そんなにルールが違うというのはよくないだろうと。日本だけパーソナルデータに対する保護が低い、保護が欠けている部分があるのはよくないということが、中間取りまとめに記載されていました。海外では、海外の動向のところでも御紹介いただきましたように、個人情報ではないクッキーとかそれにひもづく情報についても、しっかり法制度によって保護がされているということです。実はその点についても、この法的義務の導入ということは、2019年の中間取りまとめのルールの国際的ハーモナイゼーションという別の要請にもこたえるものであるということで、2つの宿題を今回の取りまとめで果たしていただいたのかと思います。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。ワーキンググループの議論を親会と同じくリードしていただいた森構成員から、ワーキンググループのポイントについて御説明いただいたかと思えます。

それでは、寺田構成員、お願いいたします。

【寺田構成員】 寺田でございます。まさに今、森構成員に言っていただいたことというのが一番気になっていたところですが、とにかく個人情報に限られないプライバシー保護について、制度的に手当てが必要であるよと。そのアプローチとして共同規制的な対応というものを明確に記載していただいたことは非常に大きな前進で、大変よかったと思っています。

それと同時に、一方的な規制の話ではなくて、今回の中間取りまとめは本当にどうすればいいんだよという事業者に対しての対策に資するような情報の提供であったりとか事例の紹介もたくさんしていただいておりますし、今後ベストプラクティスも提供していくというお話になっておりますので、官民の共同作業として今後進められていくことが明確になってきているということで非常に画期的で、私は事業者サイド側の人間でもあることを含めて、今後非常に大いに期待できるのではないかと考えております。本当に今回の取りまとめ、大変だったと思いますけれども、ありがとうございます。以上になります。

【宍戸座長】 寺田構成員もありがとうございます。ほかに第2部について御質問や御意見、いかがでしょうか。

先ほどの森構成員の御指摘のうち、1点目のクロスデバイスの部分は、おっしゃるように、別にクロスデバイスに限った問題をこの報告書全体で議論しているわけではないのでありまして、例示として、クッキーの問題だけでなくクロスデバイスの問題もあるよということで書いているつもりだろうと思うんですが、98ページは括弧がついて一つの見出しが立っているのでいいのかもしれませんが、問題となる100ページの文章だけ見ると、クロスデバイスが特に専ら問題であるかのように見えかねない部分もありますので、これは一つの例示であることが分かるように、少し工夫をさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。ほかに御質問、御意見いかがでしょうか。

この第2部につきましては、先ほど森構成員がおっしゃっていただいたことで、ワーキンググループの議論の雰囲気といいますか、見解はほぼ尽きているわけでございますけれども、改めて私から1点申し上げますと、これについても第1章で、複雑な現行の制度や利用者情報の現状と課題、また制度的な問題につきましては、この間、総務省で取り組ん

できたSPIなどの取組なども全部踏まえた上で、第2章においては、モニタリングを関係の事業者の方に行わせていただいた。その際、幾つかポイントがあったわけですが、99ページの(7)の後の3段落分ぐらいが、そのモニタリングの結果の概観・まとめであるわけですが、今回モニタリングの99ページの(7)の後ですね。

そういった認識を踏まえて、第3章で今後の取組の方向性について整理をさせていただき、当然、求められている令和2年個人情報保護法改正及びそれに対応した委員会ガイドラインを踏まえた上での電気通信分野の個人情報保護ガイドラインの改定だけでなく、先ほど森構成員がおっしゃっていただいた、このプラットフォームサービス研究会で中間報告書の段階から議論されてきた問題について、通信関連プライバシーという形で概念整理をした上で、一定の法制度的な規律を求めるという方向でワーキンググループの意思としてまとめ、そしてこれをこの親会で報告書取りまとめの形で御承認をいただきたいと思っていますところでございます。

ほかに何か、この第2部に関連して、御質問、御意見ございますか。あるいは、先ほど申し上げましたが、第1部と併せて、この報告書全体についてでも結構でございます。いかがでございますでしょうか。

それでは、生貝構成員。

【生貝構成員】 ありがとうございます。両方に関わるどころと併せてでしたので、簡単に幾つか感想でございます。

本当に今回、第1部・第2部、いずれにおきましても、本当に重要な内容を極めて精緻におまとめいただいて、ありがとうございます。本当に適切に書いていただいていることに、もうほとんどそのままになってしまうのですけれども、まず1点目といたしまして、これは両方そうですけれども、特に第1部、今回こういったプラットフォーム上の情報流通というのがこれだけ明確に正確に記述されて方向性が出されたことは極めて重要なことである。それと同時に、まさしくこの課題というのは、我々がプラットフォームサービスを使い続ける限りにおいては、重要性が増えることはあっても減ることはございません中で、ぜひ継続的なモニタリングというものを、しっかり制度化も視野に入れて検討をしていただくことが望ましいだろう。そしてそのようなときに、制度化していくに当たって、もし制度化するのであれば、恐らくこういったプラットフォームならではのリスクとその対応といったところは、テクノロジー・ニュートラルということはこれまでも議論ありましたが、恐らく問題ニュートラルといった側面も極めて重要なのだろう。最初、フェイ

クニュースといったところもこの検討会で議論をしてきて、そして誹謗中傷という問題が重要になったので、重要化してここで取り扱い、また、さらにこれから様々な、そのほか関連する問題が生じてくるであろうといった中で、問題ニュートラルに対応できるような透明性とモニタリングの枠組みというものを、制度的にもどのように考えていくか、そのようなことが重要なのではないかと感じております。

2点目に関しまして、これは特に第2部におきまして、先ほど森構成員から御説明いただいたように、eプライバシーの取組等を参考にした具体的な制度設計というのを、私自身、大変賛同するところでございます。そして、恐らくこれは適切に触れていただいているとおおり、そして、これから先の課題というところをどう考えるかといったときに、WGで申し上げさせていただいたことのほぼ再掲になるんですけども、恐らく大規模なプラットフォームサービス特有のリスクであるとか対応が必要なことというのか、この利用者情報の扱いというところに関して、あるのかないのかといえ、それは恐らくあるであろう。そのことについて今後様々な在り方を考えていく上では、これは1点目のDSAで触れていただいた枠組みと極めて共通するところでございますし、あるいはまた、別途デジタル市場競争本部等で検討が進められている競争政策的なアプローチとの関わりというものも強く意識して、具体的な施策というものを進めていただけるとよいのではないかと思います。

それから、あともう1個だけ、2のところですごく細かいところ、109ページのところで何気なく、デジタル開示に関してガイドラインでもという可能性に触れていただいて、ありがとうございます。このことは本当に、せっかく今までデジタル事業者が、個人情報開示の段になると、なぜか紙で解除することになっていた、今後、デジタルデータ活用を前面に押し出している電気通信分野の事業者の方々が、機械読み取り可能ではないPDFでデータを返していただくようなことは、できるだけないようにといった観点からも、こういったことは積極的に考えていただけるとありがたいと思いましたが、以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。重要な点を幾つも御指摘いただいたと思います。

その後、森構成員からも二度目の御発言の御希望があるんですが、先に山口構成員からお願いできますか。その後、森構成員でお願いします。

【山口構成員】 ありがとうございます。山口でございます。チャットに内容を書きましたので、もしよろしければ森構成員からと思いますが、いかがでしょうか。

【宍戸座長】 いや、できれば議事録に残すという関係も含めて、山口構成員からここに書いていただいたことを御発言いただければと思います。

【山口構成員】 ありがとうございます。まず、何よりも、この中間取りまとめの案の作成、本当にありがとうございます。大変に御苦労されたことと思います。特に違法・有害情報対策を含む資料1の第1部・第2部全体に関し、今後の対応について、3点、コメントさせていただければと思います。

第1点目として、今日の状況認識として、いわゆるプラットフォームサービスも多様化しており、特に近年の新型コロナウイルス感染症関連の対応などを拝見しますと、第三者のコンテンツの単なる導管というよりもむしろ、伝統的なメディアに近い機能を果たすような場合もあると思います。

その意味でも、第2点目として、法的な義務への違反が問われている場面ではないところで、総務省が表現<内容>に基づく評価を直接的に行ったと受け止められることのないように、今回も事務局の皆様が大変御苦労されたと存じ、例えば資料1の15ページの一覧表にあるマルバツの記載ですけれども、そこでのバツの意味は「記載がなかった」旨を明記された上で、関連の事業者の方々に説明を尽くして、必要な事前の手続を経たものと、私は理解しています。

第3点目として、資料1の第1部第3章の複数箇所及び最後の119ページ目の「おわりに」（画面共有をさせていただき、事務局の皆様にご挨拶いたします）で、「法的枠組みの導入」等が記載されていますので、今後、評価の手続や基準の一層の明確化・明文化とともに、具体的にどこまでが自主的な対応として事業者の方々に求められているのか、また、共同規制的な枠組みでは難しいところですが、誰が何の行為に対して法的義務・責任を負うのかなどについて、さらなる明確化・明文化も、難しい課題になると考えています。

以上です。森構成員、先にお時間をいただきありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、この後、森構成員、その後、崎村構成員をお願いします。森構成員、どうぞ。

【森構成員】 ありがとうございます。山口構成員、御丁寧に恐れ入ります。

先ほど宍戸座長から全体についてというお話がありましたので、ちょっとだけ全体ということで申し上げますと、先ほどもお話ししたんですけれども、前半の64ページのところに、これは偽情報の今後の取組ですけれども、第1部側の今後の取組というところですが、64ページの⑤で、利用者情報を活用した情報配信への対応、ターゲティング技術の悪用に

よる問題についてということが書かれていまして、コンテンツとしての偽情報、それから広告としての政治広告の話があります。これは結局利用者情報を膨大に集めてということですので、これは第2部の話ですから、この部分から第2部にリンクを張っていただいてもいいかと思いましたが、逆に第2部で、個人の権利ということに着目して、利用者情報の保護と書いてきたわけですけれども、これが悪用されると65ページに影響しますよと。偽情報とか政治広告の悪用につながってしまいますよということですので、利用者情報から、第2部からこっちにもリンクを張っていただいて、相互リンクにさせていただくということは考えられるのかと思います。そしてそこに、そういう一体的な問題なので相互リンクをするというようなことを書いていただくことがいいのかと思いました。それによって、利用者情報側で守られるべきは個人の権利だけではなくて、社会的法益であったり、国家的法益であったり、そういうものにも影響し得ることが表現できるのではないかと思います。以上です。

【宍戸座長】 森構成員、ありがとうございます。実は100ページの注の88を御覧いただきますと、第2部から第1部には橋を架けたつもりであったのですが、実はこれ、一方通行で、うっかりしておりまして、第1部から第2部にも橋が架かって相互に行き来できるようにしておきたいと思っております。御指摘いただき、ありがとうございます。

【森構成員】 ありがとうございます。注88を読み落としておりました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、崎村構成員、お願いいたします。

【崎村構成員】 ありがとうございます。崎村でございます。最初に、このような大変すばらしい中間取りまとめ（案）をまとめていただきまして、ありがとうございます。深く御礼申し上げます。1点、非常にささいなことで、もう1点は感想めいたことを申し上げたいと思っております。

まず、ささいな点、エディトリアルな点ですけれども、ISOの29184のところで「レイヤーアプローチ」という書き方があります。一方では、ほかのところでは「階層的アプローチ」、多分同じことなので、ISOのところも「階層的アプローチ」のように統一されると読者の方に優しいかと思いました。

2点目は感想じみたことですが、特に法的枠組みの導入とかに関わってくると思うのですが、技術的に、具体的に入ると結構実は難しい問題が出てくるかと思っています。クッキーの取扱い一つについても、例えばAppleさんとGoogleさんで規制の方向が違ったりして、事業者として非常に、私はアメリカサイドのことしかあまりよく分かって

いないんですけれども、悩まれているような事業者さんもたくさんおられますので、ぜひこういったところを考える枠組みの中にも、そういった方々の意見も入るような形で、マルチステークホルダーの中に入れていっていただけるような形で、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

最後、感想じみたことですが、この取りまとめの中にもありましたけれども、情報流通環境全体を捉えた視点という書き方がありましたけれども、実際にこういうステークホルダー全部を通じたアプローチというのは非常に重要だと思っております。ですので、ぜひこの提案をさらに進めていっていただけたらと思います。以上でございます。ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは次に、木村構成員、お願いします。

【木村構成員】 木村です。取りまとめ、ありがとうございます。本当に大部で、かなりきちんとまとめられた報告書で、大変努力なさって大変だったと思います。

利用者の立場から考えますと、いろいろ事業者の方は努力なさって、いろいろな施策をしていただいているんですけれども、それがどう利用者に届くのかという視点をぜひ入れながら対策をしていただきたいと思います。個人情報とかいろいろな情報というのは本当に目に見えないものですから、一度漏れてしまったらどこに行ってしまうか分からないという恐怖のようなものを私は常に感じているんですが、でも普段、利便性のほうが先になってしまって、同意を軽く読んでしまったりとか、いろいろなこともしてしまいがちです。一般の方を見ても、例えばこんなにうちは一生懸命いろいろなことをやっているんだよという事業者よりも、こんなに使いやすいんだよ、面白そうだよというサービスにどうしても行きがちだと思うんですけれども、きちんと利用者との信頼感に答えられるような、そんな事業者であってほしいというか、プラットフォームであってほしいというのを常々感じておりますので、ぜひそうなるように、今後も事業者も、そして行政も、そして消費者も、お互いにコミュニケーションを取っていくことが必要ではないかと、感想になってしまいましたけれども、この報告書を見て感じました。以上です。

【宍戸座長】 木村さん、貴重な御指摘ありがとうございます。それでは次に、手塚構成員、お願いいたします。

【手塚構成員】 手塚でございます。皆さんと同じように、本当にこれだけのすばらしい報告書におまとめいただきまして、その点について感謝申し上げます。

それで、特に私が内容で感じたのは、15ページの事業者さんからヒアリングをした結果

のところの内容でございます。そこにつきましてはもう既に先ほどもほかの委員の方からもお話があったんですが、これが本当にこのマルペケのところは、我々のレポートとしては非常に一般に出たときにインパクトがあるのではないかと思いますので、ここはしっかりとヒアリングした結果であることを書いていただき、慎重に表現していただければと思います。

それはそれとして、ここをもっと本来掘り下げていくことが大事かというのをすごい感じています。なぜかという、これだけの差が出るということは、それだけ各事業者さんの考え方、ポリシーになるのかな、それとか、実際のビジネスとしてどのように考えているのかということの一つの表れではないかと思っています。これをいかに平準化していくかというところで、どういうことを今後していったらいいのかというのは、これは非常に今後のこのプラットフォーム研究会で検討する価値があるのかと思っております、ぜひこういう結果がヒアリングの結果出たというこれを大事にして、今後のいろいろな政策含めて見ていくことは重要かと。その中で、ワールドワイドなレベルのものとローカルなものというところの切り分けも含めて、今後はより精緻に見ていくことが大事になってくるかと思っていますので、そういう点についてもさらに深めていければという気がしております。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、改めて森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 度々申し訳ありません。先ほど来、この表についての御意見が出ていますので、私、ちょっとだけ先生方と意見が違うかもしれませんので、それについて申し上げたいと思います。

これははっきり、まず説明について特に欠けているところはないと思っております、その下の※のところを読んでいただくと、どういうことかというのが書かれているということです。御懸念はネガティブな印象を与えることだと思っておりますけれども、私、実際ヒアリングの場でお話を伺って、全くこの表のとおり印象を持ちましたので、これについて特に丸めて表現することは必要ないと思っております。また、はっきりとこちらのメッセージ、例えばここにバツと書かれている部分については、私は十分でない、あるいは情報がないと伺いましたけれども、そういうことについて、はっきりこちらのメッセージ、こちらの受け取り方をお伝えしないと、また先方でも対応がしにくかったり、こちらの要望がはっきり伝わらなかったり、何をしてほしいんだというのが分からなかったりするとい

うことかと思しますので、この表はこのままの形ではっきり公表していただくのがいいと思います。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。山本構成員、お願いいたします。

【山本構成員】 山本です。時間がない中で、ありがとうございます。本当に今回、大部でして、非常に御苦勞もあつたと思いますけれども、こういう形でまとめていただきまして、ありがとうございます。

私は1点ですけれども、フェイクニュース等の問題というのは、言い換えればジャーナリズムの問題なのかと。つまり、フェイクニュースが仮にネットの世界で広がったとしても、既存のメディア、新聞やテレビがそれと向き合って、冷静にかつ鋭くファクトを提示していくことによって、一定程度、フェイクニュースの弊害というのでも抑えられる可能性がある。他方で、こういった既存メディアが、アテンションエコノミーという言葉、今回報告書でも入りましたけれども、そこに飲み込まれてしまって、フェイクニュースをかえって拡散してしまう、フィードバックループのようなことがあったり、あるいは誹謗中傷もさらに悪化させてしまうという問題もあり得るのかと思います。ですから、ジャーナリズムの側が一層その役割を果たしていくことが重要で、その点、今回、38ページ辺りですけれども、プラットフォームと、それからメディア側との間の関係者間での検討というのは非常に重要なところだと思います。

もちろんメディアの自律性というところで、なかなか総務省の報告書で突っ込んだことを書くのは難しいとは思いますが、メディアの側も、こういった状況を受けて、これからのデジタル社会における報道に関する新たな倫理規範とかそういったものを作っていくことも、他方で求められていくのかと思います。そういったところまではこの報告書では書かれていませんけれども、このコミュニケーション、この関係者間での検討というのはそういう意味でも非常に重要だろうと思っております。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。若干時間超過しておりますけれども、私からも2点、今の御議論との関係で申し上げたいと思います。

1つは、15ページのモニタリング結果の表の示し方という点について、あるいはその関連の記載については、16ページの事業者の方の回答を控えた理由及び今後の対応方針も含めて丁寧に記載をさせていただき、また、この点については構成員の先生方から既にいろいろな形で御意見をいただいて、記載ぶりは、先ほど山口構成員がおっしゃっていただいたように、個別の表現の内容について行政が何かあれこれ言うことではないという形でお書

きいただくものになっていると、私としても理解をしております。この姿勢自体は、このプラットフォームサービス研究会においても、昨年の2月の最終報告書、それから8月の緊急提言のペーパー、いずれにおいても堅持してきた点でありますし、そのことはこの報告書でも維持されているということ自体は強調しておきたいと思います。

併せて、57ページ以降になりますけれども、手塚構成員から御指摘いただきました今後のモニタリングのあるべき姿、そして収れんしていく部分は収れんしていったいただきたい部分ということについては、ビジョンという形で、この取りまとめで示しているところでございます。これについて、また今後、パブコメも踏まえて、この検討会の場で引き続き議論をさせていただき、また関係の事業者と対話させていただくということかと私としては理解しております。

2点目、今、山本構成員から御指摘を受けました、ジャーナリズムと偽情報、あるいは広く言えば、今後のサイバー・フィジカルが融合する世界における、デジタルジャーナリズムであったり情報の健全なエコシステムに向けての主体的な取組が報道機関などに期待されるということについてでも、全く同感でございます。山本構成員は38ページを御指摘いただきましたけれども、併せて申しますと、65ページから66ページ、67ページ辺にかけて、特にセーフティーインターネット協会で設置されている「Disinformation対策フォーラム」において、私も関与しておりますけれども、伝統的なメディア、あるいはメディアの団体の方に関与していただき、こういう形で、プラットフォーム事業者あるいは様々なステークホルダーとメディアの話し合う機会が持たれていることは、メディアの関係の方からも一定の評価をいただいているところであり、民間の場においてさらに、「Disinformation対策フォーラム」に限らず、様々なところで、健全な情報エコシステムの建設に向けて、ジャーナリズムへの期待がさらに高まってくるだろうということは、この報告書に書くのは難しいことでございますが、一言この場で申し上げて確認をさせていただきたいと思います。

それで、若干時間超過しておりますけれども、この取りまとめ（案）につきましては、おおよそ構成員の皆様から御了解いただいたものと思います。3点ほど細かい修文の箇所がありまして、65ページの辺りで、森構成員から御指摘いただいたところですが、第1部から第2部へのクロスレファレンスの橋を架けるとい点が1点。それから2点目は、崎村構成委員から御指摘いただいた91ページの辺りですが、レイヤードアプローチ、階層的アプローチ、この辺の表記を統一するという点が2点目。3点目は、これは

100ページ辺りですけれども、クロスフェレンスではなくてクロスデバイスの表記について、クロスデバイスだけが問題であるわけではない。それは、ただ、今、新しい問題としてきちんと考えていかなきゃいけないということが分かるように表現を工夫すること。基本的にこの3点については、この場で御指摘をいただきましたので、修正をさせていただく方向とさせていただきたいと思います。

今の点以外も含めて、何か私で見落とししている点や事務局としておっしゃりたい意見があれば承りたいのですが、事務局、いかがでしょうか。

【中川消費者行政第二課課長補佐】 事務局の中川でございます。事務局として修正箇所は、宍戸座長に御言及いただいたとおり3か所かと認識しておりますので、座長と御相談の上、修正を進めてまいりたいと思います。

また、第1部・第2部併せて様々なコメントをいただきましたが、事務局から若干の反応をいたしますと、基本的には報告書に沿ったとおりで御期待を述べていただいたものかと思っております。

例えば生員構成員から問題ニュートラルでの対応という御指摘がございましたが、その点は第3章の最初の部分で、誹謗中傷や偽情報にとどまらず、部落差別・ヘイトスピーチといったその他の対応についても違法・有害全般として対応していくことが望ましいという方向性、まさにその期待感を述べていただいたものかと思っております。

また、山口構成員とか森構成員をはじめ、マルバツ表について、モニタリング結果の概要のペーパーについての事務局の思いといいますか、先生方とコミュニケーションをさせていただいて、総務省はコンテンツの内容には踏み込んでおらず、あくまでモニタリングの結果を公平に、かつデータに沿ってお示したという点は、事務局としても同じ思いでございます。

他方で、森構成員がおっしゃったように、バツというところは記載がなかったというのが事実でございますので、次回以降のモニタリングでこの点が改善されることの期待というのも報告書に書き込んでいるところでございます。

あとは宍戸座長にうまくまとめていただいたとおりだと思っておりますので、主に第1部に関しては、私からは以上でございます。

【小川消費者行政第二課長】 総務省の消費者行政第二課の小川でございます。構成員の皆様方、非常に貴重なコメントをいただきまして、ありがとうございます。

基本的に利用者WGにおける御指摘などについては、森構成員からもいただいたとおりで

ございまして、また、この内容について御理解いただいたものと思っておりますけれども、特に複数の構成員から御指摘いただきましたけれども、第1部と第2部の関連性が高いところで第2部からも橋を渡しましたが、第1部からも橋を渡して、相互に関連している課題として今後捉えていくことが必要だと考えております。

また、ガイドラインの見直し、制度面の見直しもございしますが、こういうことを行っていく中でも、技術的動向を踏まえること、またマルチステークホルダーで共同規制できちんと様々な方の意見をお聞きしながら、また国際的な連携も図りながらやっていくことの重要性について御指摘をいただいておりますので、これらのことも踏まえまして、また今後検討を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。よろしいですか、事務局。

それでは、この中間取りまとめ（案）について、今のような点、この場でいただいた御指摘などについて修文を図る、そして作業を進めることにつきましては、座長である私に御一任いただきたいと思いますのですが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、今、御一任をいただきましたので、修文後の案について意見募集にかけ、広く世の御意見を伺うことにしたいと思います。事務局においては、修文後の案について、意見募集の手続を進めていただければと思います。

それでは、事務局から連絡事項があれば、お願いをいたします。

【中川消費者行政第二課課長補佐】 事務局、中川でございます。ただいま座長より御説明いただいたとおり、中間取りまとめの案につきましては、修文箇所について座長と御相談させていただいた上で、速やかに準備の上、事務局にて意見募集の手続を進めてまいります。また、その後の次回会合につきましては、別途事務局から御案内をいたします。

事務局からは以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。これにて本日の議事は全て終了となります。

以上でプラットフォームサービスに関する研究会、第29回会合を終了とさせていただきます。

本日も皆様お忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございました。これにて散会いたします。

以上